

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 指標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④1上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③1上肢の機能の著しい障害 ④1上肢のすべての指を欠くもの ⑤1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ② 1下肢の機能を全廃したもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの ④1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害 ⑤1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥1下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ④ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 ③1上肢のおや指を欠くもの ④1上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	①1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②1下肢の足関節の機能を全廃したもの ③1下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) ②1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①1上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの ③ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	①1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②1下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					①1上肢の機能の軽度の障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ③1上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 ⑤1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②1下肢の機能の軽度の障害 ③1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ④1下肢のすべての指を欠くもの ⑤1下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	①同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 ⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑤ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 ⑥ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

(太実線より上は第1種を、下は第2種を示す。)

			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう 又は直腸 の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により 坐っていることが できないもの	不随意運動・失調 等により上肢を 使用する日常生活 動作がほとんど 不可能なもの	不随意運動・失調 等により歩行が 不可能なもの	心臓の機能の 障害により自 己の身の辺の 日常生活活動が 極度に制限さ れるもの	じん臓の機能 の障害により 自己の身の辺 の日常生活活動 が極度に制限 されるもの	呼吸器の機能 の障害により 自己の身の辺 の日常生活活動 が極度に制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の 障害により自 己の身の辺の 日常生活活動が 極度に制限さ れるもの	小腸の機能の 障害により自 己の身の辺の 日常生活活動が 極度に制限さ れるもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫の機能の障 害により日常生 活がほとんど不 可能なもの	肝臓の機能の障 害により日常生 活活動がほとん ど不可能なもの
①体幹の機能障害に より坐位又は起立 位を保つことが困 難なもの ②体幹の機能障害に より立ち上がるこ とが困難なもの	不随意運動・失調 等により上肢を 使用する日常生 活動作が極度に 制限されるもの	不随意運動・失調 等により歩行が 極度に制限され るもの						ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫の機能の障 害により日常生 活が極度に制限 されるもの	肝臓の機能の障 害により日常生 活活動が極度に 制限されるもの
体幹の機能障害によ り歩行が困難なもの	不随意運動・失調 等により上肢を 使用する日常生 活動作が著しく 制限されるもの	不随意運動・失調 等により歩行が 家庭内での日常 生活活動に制限 されるもの	心臓の機能の 障害により家 庭内での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	じん臓の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	呼吸器の機能 の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ れるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の 障害により家 庭内での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	小腸の機能の 障害により家 庭内での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫の機能の障 害により日常生 活が著しく制限 されるもの(社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるものを除 く。)	肝臓の機能の障 害により日常生 活活動が著しく 制限されるもの (社会での日常 生活活動が著しく 制限されるものを 除く。)
	不随意運動・失調 等による上肢の 機能障害により 社会での日常生 活活動が著しく 制限されるもの	不随意運動・失調 等により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ れるもの	心臓の機能の 障害により社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるもの	じん臓の機能 の障害により社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるもの	呼吸器の機能 の障害により社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の 障害により社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるもの	小腸の機能の 障害により社会 での日常生活活 動が著しく制限 されるもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫の機能の障 害により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ れるもの	肝臓の機能の障 害により社会で の日常生活活動 が著しく制限 されるもの
体幹の機能の著しい 障害	不随意運動・失調 等による上肢の 機能障害により 社会での日常生 活活動に支障の あるもの	不随意運動・失調 等により社会で の日常生活活動 に支障のあるもの							
	不随意運動・失調 等により上肢の 機能の劣るもの	不随意運動・失調 等により移動機 能の劣るもの							
	上肢に不随意運 動・失調等を有 するもの	下肢に不随意運 動・失調等を有 するもの							

障がい者マーク

名 称	お問い合わせ先
<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識（身体障がい者マーク）</p> <p>体が不自由なため条件付で運転免許が認められている方が運転するときに自動車に付けるものです。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141</p>
<p>聴覚障害者標識（聴覚障がい者マーク）</p> <p>聴覚に障がいがあるためワイドミラーの使用を条件として運転免許が認められている方が運転するときに自動車に付けるものです。</p>	
<p>耳マーク</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。手話・筆談・ゆっくり話す等の配慮をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 F A X 03-3354-0046</p>
<p>視覚障がい者のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 F A X 03-5291-7886</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発マークで、身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいい、公共施設や交通機関、デパートやスーパーなどの民間施設でも同伴できます。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室 電話 03-5253-1111 F A X 03-3503-1237</p>
<p>オストメイト・オストメイト用設備マーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることを表しています。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 電話 03-3221-6673 F A X 03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方を表し、このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>NPO 法人 ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928</p>
<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に知らせることができるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 電話 059-224-3349 F A X 059-224-2270 ※配布については、 松阪市障がい福祉課窓口等 でも行っています。</p>